

令和2年3月17日

株式会社ジプソフィラに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、株式会社ジプソフィラ（以下「ジプソフィラ」といいます。）に対し、同社が供給する「生酵素」と称する食品に係る表示について、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添参照）を発出しました。

1 違反行為者の概要

名称 株式会社ジプソフィラ（法人番号 8080401019698）
所在地 東京都新宿区改代町27番地4クレスト神楽坂2F
代表者 代表取締役 寺島 清太
設立年月 平成25年10月
資本金 300万円（令和2年3月現在）

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為（違反行為）に係る商品

「生酵素」と称する食品（以下「本件商品」という。）

(2) 課徴金対象行為

ア 表示媒体

自社ウェブサイト

イ 課徴金対象行為をした期間

平成30年3月21日から同年11月21日までの間

ウ 表示内容（別紙）

別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

エ 実際

前記ウの表示について、消費者庁は、景品表示法第8条第3項の規定に基づき、ジプソフィラに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出された。しかし、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すも

のであるとは認められないものであった。

オ 打消し表示

前記ウの表示について、自社ウェブサイトにおいて、「※個人の感想であり、効果・効能を示すものではありません。」及び「※個人の感想であり、効能・効果を保証するものではありません」と記載していたが、当該記載は、一般消費者が前記ウの表示から受ける効果に関する認識を打ち消すものではない。

(3) 課徴金対象期間

平成30年3月21日から平成31年2月9日までの間

(4) 景品表示法第8条第1項ただし書に該当しない理由

ジプソフィラは、本件商品について、前記(2)ウの表示の裏付けとなる根拠資料を十分に確認することなく、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。

(5) 命令の概要（課徴金の額）

ジプソフィラは、令和2年10月19日までに、868万円を支払わなければならない。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話：03（3507）9126

ホームページ：<https://www.caa.go.jp/>

表示内容

- ・腹部にメジャーを巻き付けた人物の写真及び本件商品の容器包装の写真と共に、「さあ、ダイエットしよう。」及び「222種の植物で健康的にダイエット」と記載。
- ・「こんなお悩みありませんか？」と題し、「運動しても結果がでない」と記載し、お菓子を食べようとしている口元の写真、ハンバーガーを食べようとしている人物の写真及び肥満気味の腹部を両手でつまんでいる写真と共に、「その原因は・・・」及び「酵素不足かも。」と記載。
- ・「体内にある酵素は大きく分けて2種類あり、その2つのバランスが保たれていないと太りやすさの原因に。」「食べ物を消化する 消化酵素」、「エネルギーを消費する 代謝酵素」、「1日に作られる潜在酵素の量は一定のため、食べすぎたり、乱れた食生活を送ると消化酵素がたくさん使われてしまいます。」「酵素のバランスが崩れ 太りやすい原因に!」、「知っていましたか? 体内にある酵素は年齢と共に、減少するんです・・・。」と記載すると共に、20代、40代、60代と付記された、年齢が上がるに従って矢印が下降するグラフを掲載し、「若い頃は食事を抑えるだけですぐにダイエットできたのに、年齢を重ねると共に落ちにくくなった・・・。その原因は、20代をピークに酵素が減少し、40代から急激に減り始めるからなのです。」「でも、普段の食事から酵素を補うのは大変」、「そこで!」、「『生酵素』は健康・美容・ダイエット 全てをサポートするために必要な植物発酵エキスを贅沢配合!」及び「その数なんと・・・222種類!」と記載。
- ・「ダイエットにいい野菜がたっぷり!」、「ダイエットサポート Diet」、「ごぼう 『イヌリン』は消化吸収されずに通過する為、腸内に溜まった不純物をまとめて排出してくれる効果が。」「パイナップル パイナップルにはブロメリンというたんぱく質を分解する酵素を多く含んでいます。」「グレープフルーツ ビタミンC、カリウムを豊富に含むため、美肌、むくみに効果的。」及び「ゴーヤ 体脂肪を分解し消費するのをサポートする働きがあります。」
- ・本件商品の容器包装の写真と共に、「健康と美容、ダイエットサポートに良いとされている成分を中心に、旬の時期に収穫した特に栄養価の高い野菜・果物・野草・穀物・海藻などを222種類も贅沢に使用。」と記載。
- ・「今まで失敗続きだったモニター3名に・・・」、「1日6粒目安の」、「『生酵素』と『適度な運動』を取り入れていただきました!」と題し、「結果、全員が スッキリを実感!」と記載、くびれのある細身の腹部にメジャーを巻き付けている人物の写真、腹部がくびれた細身の人物の写真及び「毎日スッキリ!」と付記された人物の写真と共に、体験談として、「滞っていたものがスッキリしました! 飲み始めて3日目でスッキリを実感! 今までずっと滞っていたのでびっくりでした。」と記載、腹部がくびれた細身の人物の写真と共に、「たった1ヶ月で目標の数字に! 1ヶ月で目標の数字に近づけて感動しました。飲み

表示内容

続けていると実感することがいっぱい！朝からスッキリするようになったり、においが気にならなくなったり・・・良いこと尽くめでした！！これからも続けていきたいです。」と記載及び細身のくびれた腹部にメジャーを巻き付けている人物の写真と共に、「キツかったスカートも履けるようになって嬉しい限りです！ダイエットにも良いですが、健康にもとても良いのでお友達にもオススメしています！」と記載。

・「実は・・・」、「酵素は補酵素がないと働かない！」と題し、「補酵素とは？」と記載し、「酵素」と付記されたイラストと共に、「酵素だけの状態」と記載、それぞれ、「ビタミン」、「酵素」、「ミネラル」と付記されたイラストが並列しているイラストと共に、「そこに補酵素が登場！」と記載、それぞれ、「ビタミン」、「酵素」、「ミネラル」と付記されたイラストが重なり合っているイラストと共に、「酵素も補酵素も活性化！」と記載、「酵素を活性化させるために欠かせない栄養素。これらの栄養素も、体内に酵素がなければ効果的に利用されないという相互補助の関係にあります。」、「そこで！生酵素には 補酵素ビタミンB1をプラス！」及び「ビタミンB1は、糖質をエネルギーに変える働きがあるとされています。酵素が働くためには、その働きを助ける補酵素が必要です。ビタミンB1は小腸で吸収された後、リン酸と結合し、補酵素であるチアミンピロリン酸（TPP）となります。」と記載。

・細身の人物の写真と共に、「目指すのは本物の美しさ。」及び「私たちは、カロリーを減らすだけの無理なダイエットはお奨めいたしません。しっかりとした栄養を補いながらカラダの環境を整えることで、より美しいスタイルづくりを目指しています。そのために必要な栄養素をバランスよく配合しました。」と記載。

・「ダイエットをするなら、1日6粒がオススメ！」と記載し、本件商品の写真と共に、「朝食と一緒に！ 2粒」と記載、本件商品の写真と共に、「昼食と一緒に！ 2粒」と記載、本件商品の写真と共に、「夕食と一緒に！ 2粒」と記載及び「カプセルに入る配合量には限界があり、健康的なダイエットを目的にお飲みいただく場合は、1日6粒お飲みいただく事をオススメしています。」と記載。

・「さらに！ ^{Instagram}でも高評価のお声をたくさんいただいています。」と題し、体験談として、「実はこのサプリ飲み始めてもう6ヶ月目！！特に気をつけてダイエットしてる訳でもなく好きにたべてるのに、今年に入ってから大幅増量中した感もなく過ごせてます。」と記載。

・くびれのある細身の腹部にメジャーを巻き付けている人物の写真及び細身の人物の写真と共に、「さあ、ダイエットしよう。」と記載。

(別紙)



コール 0120-506-111
(営業時間: 10:00~17:00 土・日・祝を除く)

さあ、ダイエットしよう。

222種の植物で健康的にダイエット

生酵素 (60粒) 税込
2,037円

Rakuten ランキング 総合 **1位**

メール便 送料無料

放射線物質検査済製品
安心・安全マーク 取得製品

いつでも / 解約・変更 OK!

初回限定キャンペーン / 毎月3袋コース以上で **50%OFF**

通常価格 (1袋あたり) ~~2,037円~~ (税込)

初回特別価格 (1袋あたり) **1,019円** (税込)

送料 無料

初回合計金額 (3袋) 3,056円 (税込)

15%OFF 2回目以降 ▶▶▶ 5,194円 (税込)

毎月3袋コースをおトクに申し込む >

1回だけのお届け **2,037円** (税込) を申し込む ▶

＼こんなお悩みありませんか？／



食生活が気になる
 美容トラブルが気になる
 化粧品が
 悪い
 元気がでない
 運動しても
 結果がでない

その原因は…



酵素不足

かも。

体内にある酵素は大きく分けて2種類あり、その2つのバランスが保たれていないと太りやすさの原因に。

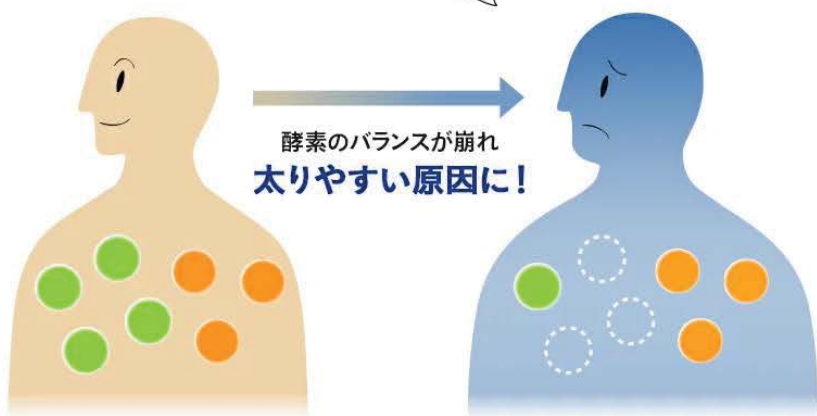
＼食べ物を消化する／

＼エネルギーを消費する／

消化酵素

代謝酵素

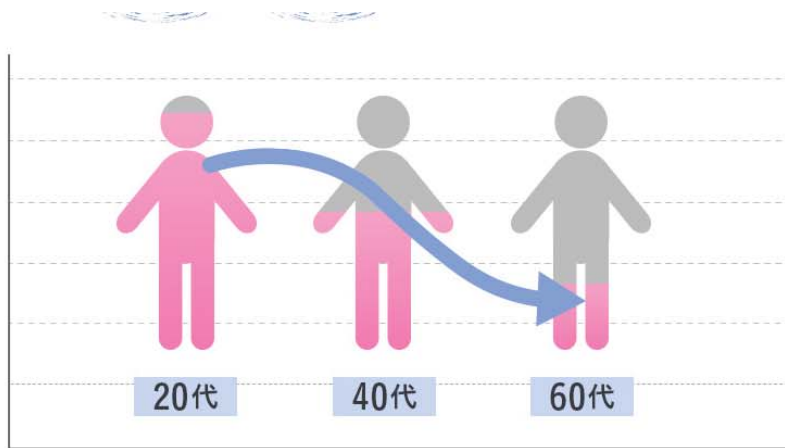
1日に作られる潜在酵素の量は一定のため、食べすぎたり、乱れた食生活を送ると消化酵素がたくさん使われてしまいます。



知っていましたか？

体内にある酵素は年齢と共に、

減少するんです…。



若い頃は食事を抑えるだけですぐにダイエットできたのに、年齢を重ねると共に落ちにくくなった…。その原因は、20代をピークに酵素が減少し、40代から急激に減り始めるからなのです。

でも、普段の食事から 酵素を補うのは大変

＼そこで！／

「生酵素」は健康・美容・ダイエット
全てをサポートするために必要な
植物発酵エキスを贅沢配合！



ブロッコリー
Broccoli
ブロッコリーのパントテン酸が

健康にいい野菜がたっぷり！
健康

ミカン
Orange
クエン酸が疲労回復効果もあり。

ストレスと戦う力をつけてくれます。

イチゴ
Strawberry



ビタミンCの効果で、美肌、美白の他、抗酸化作用で血管の老化を防ぐこともできるのだそう。

健康サポート
Health

また血液をさらさらにしてくれます。

キャベツ
Cabbage



キャベツに含まれるイソチオシアネートという成分が強力な抗酸化作用があるそうです。

美容にいい野菜がたっぷり!

レモン
Lemon



ビタミンCが豊富でメラニン色素の沈着を防ぐと言われています。

トマト
Tomato



リコピンは老化を防ぐ抗酸化力が高いと言われています。

美容サポート
Beauty

かぼちゃ
Pumpkin



アンチエイジングをサポートしてくれるビタミンEが多く含まれています。

リンゴ
Apple



若く保つエラスチンとコラーゲンが豊富に含まれています。

ダイエットにいい野菜がたっぷり!

ごぼう
Burdock



「イヌリン」は消化吸収されずに通過する為、腸内に溜まった不純物をまとめて排出してくれる効果が。

パイナップル
Pineapple



パイナップルにはブロメリンというたんぱく質を分解する酵素を多く含んでいます。

ダイエットサポート
Diet

グレープフルーツ
Grapefruit



ビタミンC、カリウムを豊富に含むため、美肌、むくみに効果的。

ゴーヤ
Bitter gourd



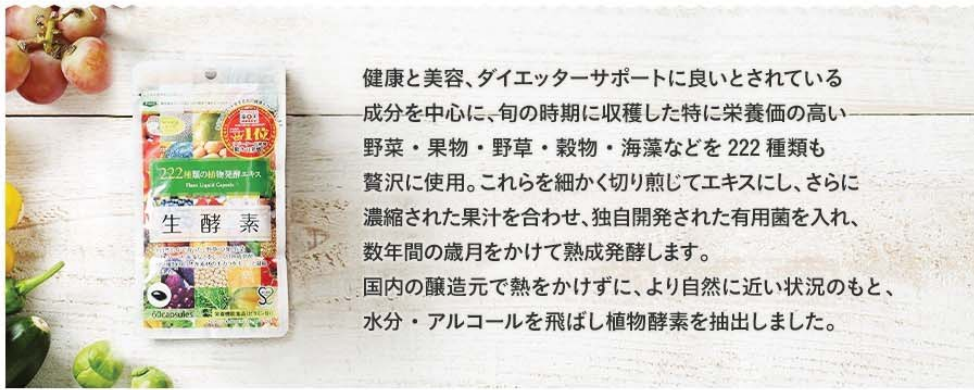
体脂肪を分解し消費するのをサポートする働きがあります。

だけど…

**野菜や果物の数が
多ければいいわけではありません。**

そこで「生酵素」は

**素材のバランスと配合量に
とことんこだわりました!**



健康と美容、ダイエットサポートに良いとされている成分を中心に、旬の時期に収穫した特に栄養価の高い野菜・果物・野草・穀物・海藻などを222種類も贅沢に使用。これらを細かく切り煎じてエキスにし、さらに濃縮された果汁を合わせ、独自開発された有用菌を入れ、数年間の歳月をかけて熟成発酵します。国内の醸造元で熱をかけずに、より自然に近い状況のもと、水分・アルコールを飛ばし植物酵素を抽出しました。

今まで**失敗続き**だったモニター3名に…



旧6粒
目安の

「**生酵素**」と「**適度な運動**」を
取り入れていただきました！

＼ 結果、全員が /

**スツキリを
実感！**



**滞っていたものが
スツキリしました！**



毎日スツキリ！

飲み始めて3日目でスツキリを実感！

今までずっと滞っていたのでびっくりでした。

しかも、美容の調子も良くなり、ファンデーションの色が**トーン**

明るくなりました！！ 全然無理せず改善できたので嬉しかったです。

今後も飲み続けていこうと思っています。

Diet Monitor
さん
(31歳)

ほんとうにうれしい!

たった1ヶ月で
目標の数字に!

1ヶ月で目標の数字に近づけて感動しました。
飲み続けていると実感することがいっぱい!

朝からスッキリするようになったり、**においが**
気にならなくなったり...良いこと尽くめでした!!これからも続けていきたいです。

Diet Monitor
さん
(32歳)

ダイエット中の食事の量は、
お皿の半分を目標!

毎日元気です!

朝起きた時から
シャキッとする!

飲み始めてから、**朝起きた時にシャキッと**
きたり、ポカポカするようになりました!

キツかったスカートも履けるようになって
嬉しい限りです!ダイエットにも良いですが、
健康にもとても良いので
お友達にもオススメしています!

Diet Monitor
さん
(44歳)

夜は豆腐やササミで、
ヘルシー!

※年齢は撮影当時のものになります。 ※個人の感想であり、効果・効能を示すものではありません。

「私たち、サプリメント管理士がサポートします!」

安心の サポート体制



「飲み方これであっているのかな?」
「実感が無いのだけど」と
不安を感じていませんか?
当店では専属のサプリメント管理士の
資格を持ったスタッフが
アドバイスをいたします。

ジブソフィラお客様相談室

フリーダイヤル コール イティイイチ
0120-506-111
(祝祭日を除く平日10:00~17:00)

実は… 酵素は

補酵素がないと働かない!

補酵素とは?



酵素を活性化させるために欠かせない栄養素。これらの栄養素も、体内に酵素がなければ効果的に利用されないという相互補助の関係にあります。

＼そこで! 生酵素には／

補酵素 ビタミンB₁をプラス!



ビタミンB₁は、糖質をエネルギーに変える働きがあるとされています。酵素が働くためには、その働きを助ける補酵素が必要です。ビタミンB₁は小腸で吸収された後、リン酸と結合し、補酵素であるチアミンピロリン酸 (TPP) となります。

＼さらに!／

女性が求める3つの成分を配合

＼効率よくキレイをサポート／

コエンザイムQ10

コエンザイムQ10は、体内に潜在的にあり、食事から摂った栄養をエネルギーに変える働きがあります。年齢とともに減少してしまうので、若々しく元気な生活を送るためにはしっかりと外から補う必要があります。

＼余分をエネルギーに変える／

L-カルニチンは主に肉類に含まれている成分で、

L-カルニチン

食事の余分をエネルギーに変えるアミノ酸の一種です。
毎日続けて摂取することが大切です。

＼おなかのバランスを整える／

乳酸菌

乳酸菌は、おなかの中の善玉菌を育て、バランスを整える働きがあります。体内の善玉菌は年齢と共に減少してしまうので、外から摂取しおなかの中を善玉菌優勢の状態に維持することが大切です。

目指すのは 本物の美しさ。

私たちは、カロリーを減らすだけの無理なダイエットはお奨めいたしません。
しっかりとした栄養を補いながらカラダの環境を整えることで、より美しいスタイルづくりを目指しています。
そのために必要な栄養素をバランスよく配合しました。

＼楽天商品200,000,000点以上の中から／

楽天ランキング

総合1位獲得!!



総合ランキング

期間: リアルタイム | デイリー | 週間 | 月間
性別: すべて | 男性 | 女性

1-80位



1位



《公式》初回限定50%OFF【毎月お届け定期】【3袋】
《正規品...》
★★★★★ レビュー(181件)
🏠 からだのレシビ

※2017年8月1日 リアルタイムランキング

＼Instagram／
イマ、大人気の Instagram でも

「生酵素」が話題沸騰中!



タレントやモデルも「生酵素」を愛用!!

＼さらに!／

おかげさまで、「からだのレシピシリーズ」は7年間で



販売累計 **850**万個※を突破!

現在も
記録更新中!

他の酵素サプリ
商品にはない
販売実績!



2010年3月～現在 ※自社調べ

＼さらに!／

美容の専門家も推奨しています!



管理栄養士
遺伝子検査アドバイザー
さん



管理栄養士
美肌食アドバイザー



「222生酵素」は 元祖・生酵素です。

インターネットやドラッグストアで販売されている「生酵素」サプリメント。
たくさん種類があり、「これは本物なの?」というお問い合わせを
多くいただきます。

今でこそなじみなる「生酵素」ですが、実はからだのレシピシリーズが
「生酵素」の生みの親、元祖・生酵素。

6年以上前から「生酵素」のネーミングで酵素サプリメントを販売しています。



あなたも
生酵素生活
はじめませんか?

ダイエットをするなら、**1日6粒**がオススメ!



つまり **1ヶ月で3袋分**



カプセルに入る配合量には限界があり、
健康的なダイエットを目的にお飲みいただく場合は、
1日6粒お飲みいただく事をオススメしています。

「ちょっと多いな」と思うかもしれませんが、
飲む量を増やすことで実感したというお声を多くいただいておりますので、
ぜひ一度お試しください！

続けてよかった！ 生酵素

「生酵素」を長年愛用いただいているお客様からのお手紙をご紹介します！

生酵素も愛飲して丸4年がたちます。
看護師という仕事柄食事時間も不規則で、
育児と家事、仕事の両立で運動も定期的
に行う時間もなく酵素が体に良いならと
軽い気持ちで飲み始めたのですが、
すごく健康になれ、また美意識も高くなっ
ています。これからも続けていきたいです。

様(30代)

愛用歴
4年



※個人の感想であり、効能・効果を保証するものではありません。

さらに!

Instagramでも高評価の
お声をたくさんいただいています。



6ヶ月愛用

飲みはじめて6ヶ月が経ちました。
飲みだしてからずっと身体が
楽な感じで元気に♪
体調サポートの為に飲み続ける
事がいい♪
からだのレシピシリーズの
生酵素なら酵素を手軽に
摂取できるし持ち歩きもできる♪

6ヶ月愛用



実はこのサプリ飲み始めてもう6ヶ月目！！
特に気をつけてダイエットしてる訳でもなく好きにたべてるのに、今年に入ってからは大幅増量中した感もなく過ごせてます。
こんなに一つのサプリを続けられたのは初めてです(*´ω`*)

※個人の感想であり、効能・効果を保証するものではありません。

美容の専門家も推奨！



さん

管理栄養士・遺伝子検査アドバイザー

酵素は、ほとんどがたんぱく質で出来ていて、私たちの体内にもともとあります。その働きは体に入ってきた栄養素を分解して使いやすくしたり、必要な臓器に運搬したりと体の中にしっかりと吸収できるようにしてくれるのです！
また、有毒な物質を分解して排泄するのも酵素の役割です。だから、健康的な美しい体作りには酵素は必要なですね。

せっかく入っている酵素も実は高熱によって失活してしまうものがあります。こちらのサプリは火を通さずに生の酵素が使われているというのも魅力的でした。
222種類もの植物発酵エキスに加え、黒酢やL-カルニチンも入っていて期待できます！



さん

管理栄養士・美肌食アドバイザー

美意識高い方なら既に取り入れている『酵素』
食べ物を消化するのにも、まばたきをするのにも酵素を必要としています。
生きていくためには絶対必要なものなのです。
こういったサプリメントをうまく日々に取り入れて内側からキレイ目指したいですね♡

※個人の感想であり、効能・効果を保証するものではありません。

あなたの飲んでいるサプリ、
本当に**安全**ですか…？



NPO法人日本サプリメント評議会

認定製品

NPO法人日本サプリメント評議会
“安心・安全マーク”取得製品

放射性物質
検査済製品



NPO法人日本サプリメント評議会により“安心・安全サプリメント”として
評価されています。

品質にこだわりを持ち、徹底した品質管理のもと製造を行っています。
さらに放射性物質の検査も行っているの安心してお飲みいただけます。

素材のバランスや配合量にこだわりながらも
工場との直接取引により**低価格化**を実現。

＼1粒あたりたったの／

34円!



＼ご注文いただいたお客様**全員**に**プレゼント!**

※お一人様1回限りのお届けとなります。





さあ、ダイエットしよう。

\初回限定キャンペーン/
 毎月3袋コース以上で **50%OFF**

\いつでも/
 解約・変更
 OK!

通常価格 ~~2,037~~円 (税込)
 (1袋あたり)

初回特別価格 (1袋あたり)
1,019円 (税込)

初回合計金額 (3袋) 3,056円 (税込)

15%OFF 2回目以降 ▶▶▶ 5,194円 (税込)

送料
 無料

全国どこでも

毎月3袋コースをおトクに申し込む >

定期コースは少しでもお客様にご負担少なく継続利用いただくために、追加注文の手間なく、大変お得な割引価格でお届けさせていただく購入プランです。
 2回目以降はいつでも休止・変更が出来ますので、安心してお試しください。
 休止・ご変更の場合は、お届け日の7日前までにご連絡ください。
 初回お届け日は、ご注文から7日以降となります。
 配送方法は直接ポストに投函する「メール便」となります。
指定日の1-5日後のお届けとなりますのでご了承ください。

ご注文フォーム

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（課徴金納付命令）

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期

間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示
- 2 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。）をいう。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。

（課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額）

第九条 前条第一項の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

（返金措置の実施による課徴金の額の減額等）

第十条 第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭を交付する措置（以下この条及び次条において「返金措置」という。）を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措置（以下この条において「実施予定返金措置」という。）に関する計画（以下この条において「実施予定返金措置計画」という。）を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。

- 2 実施予定返金措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 実施予定返金措置の内容及び実施期間
 - 二 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法に関する事項
 - 三 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 実施予定返金措置計画には、第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該申請前に実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができる。
- 4 第一項の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置を実施したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該返金措置

- に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施予定返金措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならない。
 - 一 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 二 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者（当該実施予定返金措置計画に第三項に規定する事項が記載されている場合又は前項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置が実施された者を含む。）のうち特定の者について不当に差別的でないものであること。
 - 三 当該実施予定返金措置計画に記載されている第二項第一号に規定する実施期間が、当該課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進するため相当と認められる期間として内閣府令で定める期間内に終了するものであること。
 - 6 第一項の認定を受けた者（以下この条及び次条において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る実施予定返金措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
 - 7 第五項の規定は、前項の認定について準用する。
 - 8 内閣総理大臣は、認定事業者による返金措置が第一項の認定を受けた実施予定返金措置計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二項において「認定実施予定返金措置計画」という。）に適合して実施されていないと認めるときは、第一項の認定（第六項の規定による変更の認定を含む。次項及び第十項ただし書において単に「認定」という。）を取り消さなければならない。
 - 9 内閣総理大臣は、認定をしたとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、これらの処分の対象者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。
 - 10 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次条第一項に規定する報告の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命ずることができない。ただし、第八項の規定により認定を取り消した場合には、この限りでない。

第十一条 認定事業者（前条第八項の規定により同条第一項の認定（同条第六項の規定による変更の認定を含む。）を取り消されたものを除く。第三項において同じ。）は、同条第一項の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画に記載されている同条第二項第一号に規定する実施期間の経過後一週間以内に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、第八条第一項の場合において、前項の規定による報告に基づき、前条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。）において交付された金銭の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項又は第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、内閣総理大臣は、速やかに、当該認定事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

（課徴金の納付義務等）

第十二条 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。

- 2 第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3～6 (省略)

7 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 (省略)

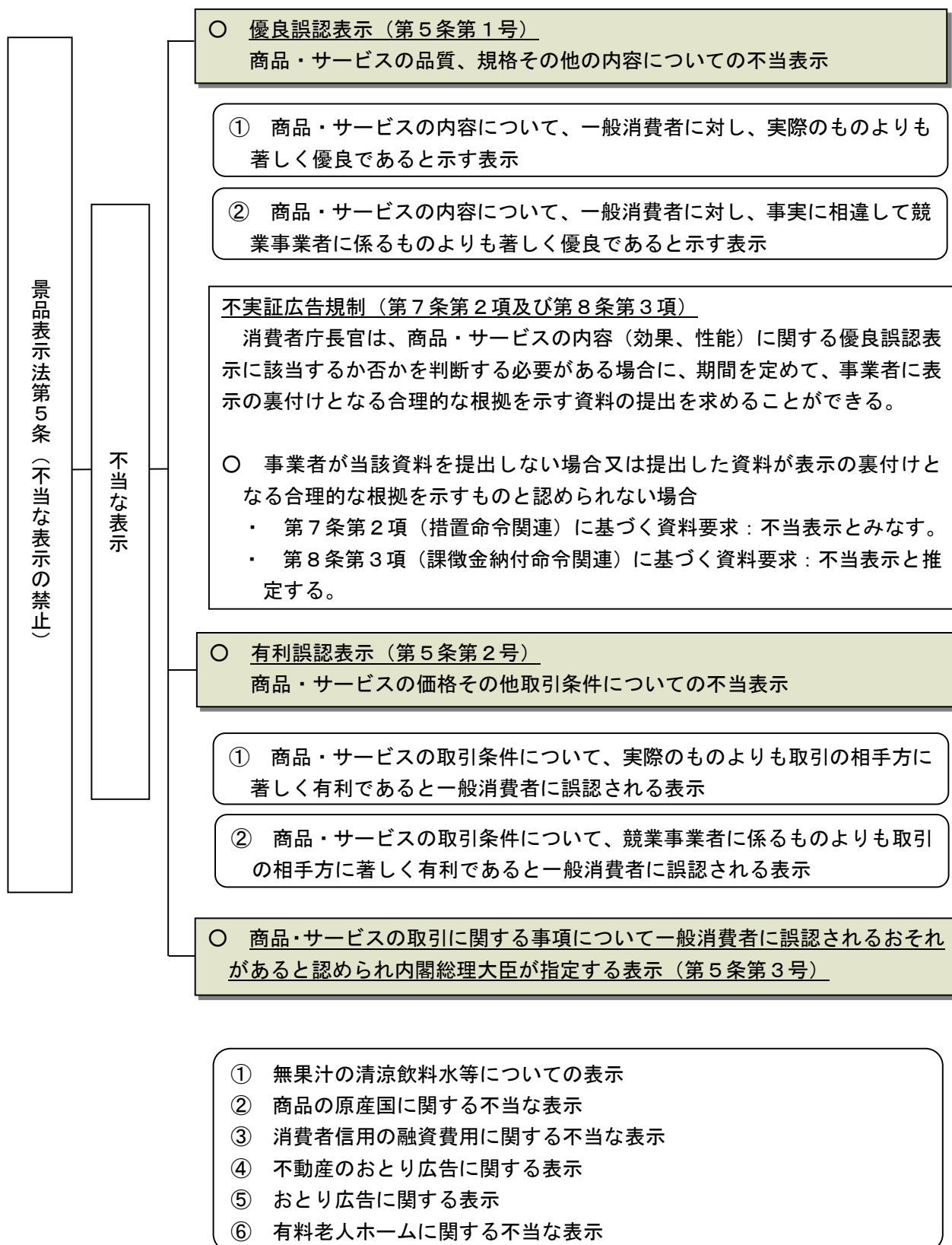
○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百十八号)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要



課徴金制度の概要

目的 不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入する。また、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

課徴金納付命令 (第8条)

・対象行為：優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を対象とする。

〔不実証広告規制に係る表示について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を優良誤認表示と推定して課徴金を賦課する。〕

- ・課徴金額の算定：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる。
- ・対象期間：3年間に上限とする。
- ・主観的要素：違反事業者が不当な表示であることを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金を賦課しない。
- ・規模基準：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金対象行為が該当事実の報告による課徴金額の減額 (第9条)

課徴金対象行為に該当する事実を報告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する。

除外期間 (第12条第7項)

違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

賦課手続 (第13条)

違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

返金措置の実施による課徴金額の減額 (第10条・第11条)

事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合は、課徴金を命じない又は減額する。

※返金措置＝対象商品・役務の取引をしたことが特定される一般消費者からの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭を交付する措置。

1: 実施予定返金措置計画の作成・認定

返金措置を実施しようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける。

2: 返金措置の実施

事業者は、実施予定返金措置計画に沿って返金措置を実施する。

3: 報告期限までに報告



制度開始日

平成28年4月1日

※別添については、添付を省略しています。

別添

消表対第393号
令和2年3月17日

株式会社ジプソフィラ
代表取締役 寺島 清太 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「生酵素」と称する食品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社ジプソフィラ（以下「ジプソフィラ」という。）は、課徴金として金868万円を令和2年10月19日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、ジプソフィラが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第8条第3項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示と推定されるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

- (1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件商品である。
- イ(ア) ジプソフィラが前記1の課徴金対象行為をした期間は、平成30年3月21日から同年11月21日までの間である。
- イ(イ) ジプソフィラは、本件商品について、前記1の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から6月を経過する日前の平成31年2月9日に、前記1の課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成2

8年内閣府令第6号)第8条に規定する措置をとっていると認められるところ、ジプソフィラが前記1の課徴金対象行為をやめた日から当該措置をとった日までの間に最後に取引をした日は、平成31年2月9日である。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、平成30年3月21日から平成31年2月9日までの間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件商品に係るジプソフィラの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号)第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、2億8964万180円である。

エ ジプソフィラは、本件商品について、当該表示の裏付けとなる根拠資料を十分に確認することなく、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、ジプソフィラが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件商品の売上額に100分の3を乗じて得た額から、同法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した868万円である。

よって、ジプソフィラに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

1 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の

日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 株式会社ジプソフィラ（以下「ジプソフィラ」という。）は、東京都新宿区改代町27番地4クレスト神楽坂2Fに本店を置き、健康食品、化粧品、美容関係商品の企画、製作、販売及び輸出入業等を営む事業者である。
- 2 ジプソフィラは、通信販売の方法により又は他の事業者を通じて「生酵素」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売している。
- 3 ジプソフィラは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- 4(1) ジプソフィラは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成30年3月21日から同年11月21日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、腹部にメジャーを巻き付けた人物の写真及び本件商品の容器包装の写真と共に、「さあ、ダイエットしよう。」及び「22種の植物で健康的にダイエット」等と記載するなど、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- (2) 消費者庁長官は、前記(1)の表示について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第8条第3項の規定に基づき、ジプソフィラに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ジプソフィラは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

なお、ジプソフィラは、前記(1)の表示について、自社ウェブサイトにおいて、「※個人の感想であり、効果・効能を示すものではありません。」及び「※個人の感想であり、効能・効果を保証するものではありません」と記載していたが、当該記載は、一般消費者が前記(1)の表示から受ける効果に関する認識を打ち消すものではない。

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> ・腹部にメジャーを巻き付けた人物の写真及び本件商品の容器包装の写真と共に、「さあ、ダイエットしよう。」及び「222種の植物で健康的にダイエット」と記載。 ・「こんなお悩みありませんか？」と題し、「運動しても結果がでない」と記載し、お菓子を食べようとしている口元の写真、ハンバーガーを食べようとしている人物の写真及び肥満気味の腹部を両手でつまんでいる写真と共に、「その原因は・・・」及び「酵素不足かも。」と記載。 ・「体内にある酵素は大きく分けて2種類あり、その2つのバランスが保たれていないと太りやすさの原因に。」「食べ物を消化する 消化酵素」、「エネルギーを消費する 代謝酵素」、「1日に作られる潜在酵素の量は一定のため、食べすぎたり、乱れた食生活を送ると消化酵素がたくさん使われてしまいます。」「酵素のバランスが崩れ 太りやすい原因に!」、「知っていましたか? 体内にある酵素は年齢と共に、減少するんです・・・。」と記載すると共に、20代、40代、60代と付記された、年齢が上がるに従って矢印が下降するグラフを掲載し、「若い頃は食事を抑えるだけですぐにダイエットできたのに、年齢を重ねると共に落ちにくくなった・・・。その原因は、20代をピークに酵素が減少し、40代から急激に減り始めるからなのです。」「でも、普段の食事から酵素を補うのは大変」、「そこで!」、「『生酵素』は健康・美容・ダイエット 全てをサポートするために必要な植物発酵エキスを贅沢配合!」及び「その数なんと・・・222種類!」と記載。 ・「ダイエットにいい野菜がたっぷり!」、「ダイエットサポート Diet」、「ごぼう 『イヌリン』は消化吸収されずに通過する為、腸内に溜まった不純物をまとめて排出してくれる効果が。」「パイナップル パイナップルにはブロメリンというたんぱく質を分解する酵素を多く含んでいます。」「グレープフルーツ ビタミンC、カリウムを豊富に含むため、美肌、むくみに効果的。」及び「ゴーヤ 体脂肪を分解し消費するのをサポートする働きがあります。」 ・本件商品の容器包装の写真と共に、「健康と美容、ダイエットサポートに良いとされている成分を中心に、旬の時期に収穫した特に栄養価の高い野菜・果物・野草・穀物・海藻などを222種類も贅沢に使用。」と記載。 ・「今まで失敗続きだったモニター3名に・・・」、「1日6粒目安の」、「『生酵素』と『適度な運動』を取り入れていただきました!」と題し、「結果、全員が スッキリを実感!」と記載、くびれのある細身の腹部にメジャーを巻き付けている人物の写真、腹部がくびれた細身の人物の写真及び「毎日スッキリ!」と付記された人物の写真と共に、体験談として、「滞っていたものがスッキリしました! 飲み始めて3日目でスッキリを実感! 今までずっと滞っていたのでびっくりでした。」と記載、腹部がくびれた細身の人物の写真と共に、「たった1ヶ月で目標の数字に! 1ヶ月で目標の数字に近づけて感動しました。飲み続けていると実感することがいっぱい! 朝からスッキリするようになったり、においが気

表示内容

にならなくなったり・・・良いこと尽くめでした！！これからも続けていきたいです。」と記載及び細身のくびれた腹部にメジャーを巻き付けている人物の写真と共に、「キツかったスカートも履けるようになって嬉しい限りです！ダイエットにも良いですが、健康にもとても良いのでお友達にもオススメしています！」と記載。

- ・「実は・・・」、「酵素は補酵素がないと働かない！」と題し、「補酵素とは？」と記載し、「酵素」と付記されたイラストと共に、「酵素だけの状態」と記載、それぞれ、「ビタミン」、「酵素」、「ミネラル」と付記されたイラストが並列しているイラストと共に、「そこに補酵素が登場！」と記載、それぞれ、「ビタミン」、「酵素」、「ミネラル」と付記されたイラストが重なり合っているイラストと共に、「酵素も補酵素も活性化！」と記載、「酵素を活性化させるために欠かせない栄養素。これらの栄養素も、体内に酵素がなければ効果的に利用されないという相互補助の関係にあります。」、「そこで！生酵素には 補酵素ビタミンB1をプラス！」及び「ビタミンB1は、糖質をエネルギーに変える働きがあるとされています。酵素が働くためには、その働きを助ける補酵素が必要です。ビタミンB1は小腸で吸収された後、リン酸と結合し、補酵素であるチアミンピロリン酸（TPP）となります。」と記載。
- ・細身の人物の写真と共に、「目指すのは本物の美しさ。」及び「私たちは、カロリーを減らすだけの無理なダイエットはお奨めいたしません。しっかりとした栄養を補いながらカラダの環境を整えることで、より美しいスタイルづくりを目指しています。そのために必要な栄養素をバランスよく配合しました。」と記載。
- ・「ダイエットをするなら、1日6粒がオススメ！」と記載し、本件商品の写真と共に、「朝食と一緒に！ 2粒」と記載、本件商品の写真と共に、「昼食と一緒に！ 2粒」と記載、本件商品の写真と共に、「夕食と一緒に！ 2粒」と記載及び「カプセルに入る配合量には限界があり、健康的なダイエットを目的にお飲みいただく場合は、1日6粒お飲みいただく事をオススメしています。」と記載。
- ・「さらに！ ^{Instagram}でも高評価のお声をたくさんいただいています。」と題し、体験談として、「実はこのサプリ飲み始めてもう6ヶ月目！！特に気をつけてダイエットしてる訳でもなく好きにたべてるのに、今年に入ってから大幅増量中した感もなく過ごせてます。」と記載。
- ・くびれのある細身の腹部にメジャーを巻き付けている人物の写真及び細身の人物の写真と共に、「さあ、ダイエットしよう。」と記載。

(別添)